

平成 27 年度 第 1 回佐賀県公共事業評価監視委員会

(山崎県土づくり本部副本部長) 本日は暑い中、お忙しい中お越しくださいます。今回は 27 年度第 1 回の委員会でございます。それでは第 1 回目の監視委員会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます企画・経営グループの事務局長を担当しています山崎です。宜しくお願ひ致します。まずは本日の資料ですけれども、事前にお配りしていたものがあつたと思ひますが、議事次第、委員会の名簿、設置要領、資料の 1-1 から 1-4 まで 4 種類、資料 2 につきまして 2-1 から 2-3 まで 3 種類、資料 3 につきまして資料 3-1 から 3-3 までの 3 種類それと資料 4 としまして、資料の右肩の方に資料 1, 2, 3, 4 となっています。本日配布の配席図と合わせて、以上 15 種類になりますけれども不足しているものはないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議事次第に従ひまして、会議を進めさせていただきます。本日は 4 つの議題がござひまして、議題の 1 番が諮問事項、それから議題の 2 から 4 について報告事項となっております。開会にあたりまして、まず県土づくり本部長、和泉の方からご挨拶申し上げます。

(和泉県土づくり本部長) 県土づくり本部長の和泉でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。本日は本当にお暑い中、またお忙しい中、お越しいたさひまして誠にありがとうございます。また常日頃から県行政、とりわけ県土づくり行政の推進につきまはは色々ご協力、ご理解をいただき、まずもつてお礼申し上げたいと思ひます。

さて今回の委員会でございますが、委員の皆様方にはこの 7 月から 2 年間にわたりまして、委員への就任についてご承認いただいたということで本当にありがとうございます。また 4 名の皆様方につきましては、新しく当委員会にご参加いただくということでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ご存じのとおり我々県土づくり行政、県土づくり本部では河川海岸あるいは道路、港湾等の交通インフラ、更に農林水産業の一次産業の基盤整備、このような社会インフラ全般の整備管理等を担当している部局でございます。そのような社会インフラ、社会資本等を整備管理していくに当たりまして、やはり色々な意見、ご意見、批判的なご意見もある中で、きつちりと自己評価するものの、有識者の方、第三者の方からも、しっかりと見て頂いて、意見を頂きながら、より良い行政を進めていければということで、この公共事業監視委員会というものを設けているところでございます。この評価をしていただくに当たりましては事業を着手する段階の新規事業評価、あるいは事業をやっている中でも、なかなか公共事業完成するまでに長時間かかるものもござひますので、長い間の中でその目的なり、効果が変わっていないかという観点から、再評価、あるいは再々評価というようなこともやっていただいておりますし、あるいはすでに終わった事業につきましても、事後評価ということで本当に本来の効果が、目的が達成されているのか、そういうような観点から審議いただいて、今後さらに行う整備管理に関して、より良い改善を図りながら、やっ

ていこうと、PDCA サイクルとよく言われますが、そういうことで常に改善を図りながら進めていければと考えている中で、この委員会には非常に大きな役割を担ってもらっているわけでございます。そういう訳で、今回の議題はまずは新規評価マニュアルということで、都市公園事業の関係で追加になるという事で、これについてご審議いただければという風に考えております。更に事後評価あるいは、新規評価の結果の報告、あるいは事後評価についての効果の報告等を致す予定でございますので、色々と忌憚のない意見、ご審議の程をよろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

2 自己紹介

(山崎県土づくり本部副本部長) 続きまして県の方からまず自己紹介させていただきます。改めまして私、県土づくり本部副本部長兼ねて企画・経営グループ長の山崎でございます。今後事務局の方を担当させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

(和泉県土づくり本部長) 本部長の和泉でございます。よろしくお願ひ致します。

(池田県土づくり本部副本部長) 副本部長の池田と申します。所管しております課は、今日審議を行います、まちづくり推進課を始めまして、あとは建設・技術課、入札・検査センター、土地対策課と下水道課を所管しております。どうぞよろしくお願ひ致します。

(副島県土づくり本部副本部長) 同じく副本部長の副島と申します。所管しておりますのは、農山漁村、農地整備、森林整備、河川砂防、建築住宅の分野を担当させていただいております。よろしくお願ひします。

(長谷川交通政策部副部長) 県土づくり本部の中に交通政策部というのがございまして、私は交通政策部副部長の長谷川と申します。交通政策部の方は、陸運の方は新幹線、道路事業、それから最近はバスと身近な移動手段、空の方は佐賀空港、海の方は伊万里港と唐津港といった港湾がございます。今日は部長の西村が欠席しております。どうぞご了承願ひします。

(山崎県土づくり本部副本部長) それでは今回が27年度の第1回目の公共事業監査委員会ということで、皆様には、今年7月から2年間の委員をお願ひ致しております。今回は5名の皆様に退任頂きまして、5名の皆様新たに参加して頂いております。誠にありがとうございます。今日は第1回目という事で、委員の皆様方にはそれぞれ一言ずつ挨拶を頂きまして開催をしたいと思ひます。それでは宜しくお願ひいたします。

(伊藤委員) 佐賀大学大学院工学系研究科の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。大学での専門はインフラの維持管理の方をやっています。学外での専門はたくさん色々なものをウォッチャーするのが好きでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(猪八重委員) 佐賀大学大学院工学系研究科の猪八重と申します。専門は都市計画をやっております。どうぞよろしくお願ひ致します。

(山本委員) 佐賀大学経済学部の山本です。専門は経営と経営の歴史をさせていただいて、県に関わるような仕事だと今度人名事典を作るという話なんかがあります。そういうところでも関わらせていただいている丁々発止色々な事をやっておりますのでよろしくお願ひ致します。

(牟田委員) 牟田清敬と申します。中の小路で弁護士をしております。よろしくお願ひ致します。

(中村委員) 日本野鳥の会佐賀県支部の中村さやかと申します。環境の分野で微力ながらご協力ができればと思っております。よろしくお願ひ致します。

(油布委員) NPO 法人みんなの森プロジェクトの油布と申します。富士町の21世紀県民の森というところで、子供たちに自然体験などを教えています。よろしくお願ひいたします。

(鳥井委員) フリーアナウンサーの鳥井と申します。私は残念ながら皆様のように専門がございませんので、これまで同様主婦の視点、母の視点で参加させて頂ければなと思っております。委員活動は佐藤さんと同様一番古株になってしまいましたが、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

(佐藤委員) 佐藤和歌子と申します。神埼市の背振の方でNPO 法人森をつくろうの理事長をしております。今鳥井さんからお話があったように、私も気づけばこの委員まる10年終わって11年目で、11年色々勉強させていただきましたが、何か私の中に得るものがあつたかなという反省もありますので、また2年間色々な事を勉強しながら今後も務めさせていただけたらと思ひます。よろしくお願ひ致します。

3 委員長の選任

(山崎県土づくり本部副本部長) どうもありがとうございます。続きましては委員長についてでございます。これまで委員長をお願ひ致しておりました荒牧委員が退任されておりますので、新しい委員長の選任をお願ひしたいと思ひます。委員会の設置要領の第5条に基づきまして、委員長は互選となっておりますが、委員の中からご推薦などございませんでしょうか。(特に推薦等なし)では、事務局の方にお任せ願ひできますでしょうか。それでは事務局の方からでございますが、前委員長の荒牧委員と同じく土木工学を専門とされます、今回再任頂きました伊藤委員にお願ひしたいと思っております。いかがでしょうか。(拍手あり)ありがとうございます。伊藤委員様の方から一言ご挨拶を頂けますでしょうか。

(伊藤委員) はい、ただいま委員長を拝命いたしました伊藤でございます。就任にあたりまして一言だけご挨拶させていただきたいと思ひます。先ほど10年目という長きにわたる委員の方もいらっしゃいますが、私は4年目でございます、たった4年間と短いかもしれませんが、この委員会というのは県民の皆様のお安全安心を確保するため、も

しくは生活を豊かにするためのインフラの整備や保全といった重要な審議をする場でございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場や、県民目線といったところから、忌憚のないご意見やご提言をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

(山崎県土づくり本部副本部長) ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。それではただいまから議事に入りたいと思います。議事につきましては委員長に進行していただくこととなっております。委員長それではよろしく願いいたします。それから一言紹介を忘れておりましたけれども、今日お見えの中で陣内さんだけが、都合が悪いという事でご欠席をされております。

4 議事

(1) 公共事業新規評価マニュアルの策定について

(伊藤委員長) それではさっそくでございますが、本日1つ目の議題でございますが、これだけは諮問事項となっております。十分に時間をとって、色んな議論を重ねて結審したいと思います。それでは、新規マニュアルの策定という諮問事項でございますが、これを事務局からご説明願いたいと思います。

(企画・経営グループ江頭主査) 県土づくり本部企画・経営グループの江頭と申します。本日審議いただきます、マニュアルの方の説明、担当課からさせていただく前に、私の方から先に新しい委員さんたくさんいらっしゃいますので、公共事業評価制度についてその概要を簡単にですが説明させていただきます。資料の方は資料の1-1から1-3の方を見て頂きながら、ご説明をさせていただきます。

最初の本部長からのあいさつの中でもございました通り、佐賀県の方では、現在県が実施しています公共事業について事業の効率性それから実施過程での透明性の向上というところを目的としまして、3つの段階での事業の評価というのをしております。まず新規評価については、今事業の実施段階に実施をするものとなっております。評価の手法としましては事業の種類ごとに評価基準を定めた評価マニュアルというのを策定しております。これに基づいて事業の必要性、効果について評価をしております。それから再評価こちらが一定期間過ぎて継続中のものについて実施をする評価になりますが、事業の進捗状況ですとか社会情勢の変化こういったところの視点に基づいて、事業を継続することが適切かどうかというところの評価をしております。

最後の事後評価が事業の完了後に実施をするものになりまして、当初予定していた効果というのがきちんと発現できているかどうか、というところの評価をしております。

これらの3つの段階での評価というのは、県の方で実施をしていくものということになりますが、この評価監視委員会は、県が行うこれらの評価が適切に実施されているかどうかというところを外部の目からきちんとチェックをしていただくということで設置してい

るものとなります。具体的な役割として、それぞれの評価の段階ごとに3つ記載しておりますけれども、新規評価の場合には、これが今回の議題になっておりますけれども、評価の基準になる新規マニュアルこちらについてご審議をいただくことになっております。マニュアルを新しく追加したり、見直したりする場合に、こういった評価基準でよろしいでしょうかというところをこの委員会に諮らせて頂きますので、委員会で議論いただきましてご意見をいただいてマニュアルを決定していくということになっております。それから再評価につきまして、これは個々の事業の継続の適否、こちらを委員会の方で審議を頂いております。委員会からのご意見を伺った上で、継続するのか中止するのかというところを決めていくということになっております。

それから事後評価ですけれども、当初計画していた効果がきちんと出ていないという場合には、県としてはこういった改善を図っていきますというところを委員会の方にご報告させていただきますので、それに対して更に委員会の方で審議いただきご意見を頂くということになっております。

以上が3つの委員会の役割ということになりますが、こちらについては本日お配りしております委員会の設置要領の第2条の方で規定をされているというところになっております。で本日お願いしているこちらのこの新規マニュアルに関する審議でございますが、どのような事業についてマニュアルを策定しているかというところについてはこちらの資料の1-2に記載しております各事業ということになっております。これらの事業については過去の委員会の中でマニュアルについてご了承をいただきまして、策定をしております。実際これを使いながら新規事業の評価というのを行っているところでございます。最後に新規マニュアルの体系と基準というところについて、少し説明をさせていただきます。

評価のマニュアルについては、こちらの3つの評価の視点というのを設けておまして、これは全事業共通の視点という事になっております。これらの視点の下に評価指標というのを定めておまして、ここが各事業の特性を表す評価指標を設定するというところになっております。この評価指標の所で点数による評価を行うようになっておまして、3つの視点ごとに合計100点となるように配点を行っております。点数によってA,B,Cというランク付けを更に行いまして最終的にはこのA,B,Cの組み合わせによってこの判断基準の所に記載しておりますように事業の実施について判断をすることとなっております。たとえば3つの視点全部A評価ということであれば、優先的に事業を実施するという判断になりますし、1つでもCがあれば、新規着手見送りというような判断ということになっております。簡単ですが私の説明は以上でございます。では担当課からの説明と交代させていただきます。

(まちづくり推進課西技術監) まちづくり推進課技術監の西と申します。座らせて説明させていただきます。新規評価マニュアルの追加について、対象事業としましては整備系の都市公園事業です。目次ですけれども目次の順番1番として、都市公園とはということ、2番

佐賀県が管理する3つの都市公園、新規マニュアルの位置づけ3番、で4番目にマニュアル追加の目的、5番目にマニュアルの評価体系、評価項目という順番で説明させていただきます。

まず都市公園とは、公園の種類には玄海国定公園とかクリーク公園、農村公園とかございますが、本日説明します新規評価マニュアルの都市計画区域内において佐賀県が設置した3つの都市公園が対象となります。森林公園、佐賀城公園、吉野ヶ里公園の3つになります。次をお願いします。

まず都市公園とは、都市計画区域内において国または地方公共団体が設置した公園または緑地ということで、先ほどの玄海国定公園とか農村公園とかいろいろある中で、今、赤の点線で囲んだところの地方公共団体の公共物の都市公園という位置づけになります。次をお願いします。

でまず森林公園のご説明ですが、森林公園は嘉瀬町久保田町に位置しており、嘉瀬川の河川改修事業による蛇行している河川のショートカット、直線化の事業を行っております。このショートカットで生じた旧河川敷及びその間にある土地を利用して公園化したものでございます。住民のスポーツ、レクリエーション活動の拠点として、広域公園としての整備を行っており、園内には緑の森県営球場やテニスコート、アーチェリー場などのスポーツ施設や芝生公園や遊具など、多くの県民の皆様にご利用いただいております。災害時には広域防災拠点としての機能も有しております。次をお願いします。

次、佐賀城公園ですが佐賀市城内に位置する佐賀城跡の北堀、西堀、南堀、今緑で着色しております所が佐賀城公園の公園区域となっております。住民の休息、鑑賞、散歩など目的とした総合公園となっております。園内には県内の文化スポーツ部が所管する図書館、市村記念体育館、博物館、美術館、佐賀城本丸歴史館の他、佐賀市が所管する鯉の門などの文化財も点在しております。また東堀の復元工事も現在行っております。それと災害時の一時的な避難場所としての利用も想定をしております。次をお願いします。

次が吉野ヶ里歴史公園ですけれども、平成4年度に閣議決定を受けて設置された吉野ヶ里遺跡を保存する国営エリア、今、赤で示しているところです、ここが国営エリアです。そのエリアと一体となって遺跡の保存及び歴史公園としての機能の充実を図ることを目的とした県立エリア、これは青の部分ですけども、これが一体となって県と国が連携の下に管理運営を行っている公園でございます。県のエリアにつきましては、歴史、遺構の保存だとか活用として広大なスペースを利用した催し物とかイベントの開催なども行っております。

3番の新規評価マニュアルの位置づけでございますけれども、青で囲んだ分が現在の評価マニュアルで整備系、つくるの部分の都市公園事業この部分と、維持系の所ですけども、昨年度の委員会で維持系の部分のところがですね、長寿命化計画というところに移行しております。次をお願いします。

今回の追加の分が赤の部分で、個別施設の増設増強を対象とするということで今回対象

追加をお願いしているところがございます。次お願いします。

現在のマニュアルは、老朽化施設の、先ほどの長寿命化計画でございますけども、下の写真みたいに老朽化したトイレの更新をするのは長寿命化計画でやっていくと、次に右側の写真ですけども新たな都市公園等を設置する場合は、新規評価マニュアルの整備系で評価を現在行っているところです。次お願いします。

しかしながら今の手法ではですね、都市公園区域の拡大を伴わない現在の公園の区域内での大型遊具等の増設増強、例えば下の写真みたいに大型遊具を増設するだとか、テニスコートが足りないから面数を拡大しますという風なことについては現在対応は出来ていないという状況でございます。次お願いします。

昨年度の長寿命化計画に管理を移行したということで、昨年度までは維持系の部分を準用してまいりましたが、長寿命化計画に移行したことに伴いですね、公園区域内での増設増強についてのもので、マニュアルが今の所ない状態ということでこれを補完する評価指標が必要ということで今回皆様にお諮りしているところでございます。

新規評価マニュアルの目的でございますが、今回新たに個別施設の増設増強に対応できるマニュアルを作成したいということで、具体的には増設増強が想定される施設これはまだ具体的に事業化の予定が立ってはおりませんが、たとえば緑の森の野球場の選手のウォーミングアップする時の練習場だとか、観客席の増設、あとテニスコートの先ほど申しました面数の拡大だとか、そういうところが想定がされます。次お願いします。

先ほど企画・経営グループで説明がありました評価体系ですけども、3つの評価視点、位置づけ、必要性、効果、実施環境、この評価視点に基づきですね、あと評価項目、評価指標、左の評価視点は共通です。あと項目について今回皆様にお示ししてご審議頂きたいというところです。次お願いします。

まず評価視点の位置づけでございますが、県土づくり本部の基本戦略としましてこれに位置付けられているかどうかで10点か0点かということと、あと実施目的の優先度、これは60点の所の利用者サービスの向上、利用促進を目的としたところが最低ラインということで、これにあと上の4つの整備効果公園施設のUD化とか防災機能の向上に寄与とか、緑の創出及び都市環境の向上と地域の振興に寄与する、こういう項目が追加されれば、1つ追加されるとプラス10点で70点、2つ以上と追加されれば80点ということに評価します。

次、国家的イベントとの関連ということで、これに関連して整備を行うものについてはプラス10点、この関連がないものは0点ということで合計100点となっております。次お願いします。

2つ目の評価視点ですけども、必要性効果ということで公園施設の重要度、これが各公園の設置テーマと合致した施設であるということです。あと下の方に小さくありますが、テーマというのはですね、都市計画事業に基づき国の事業認可というのを取ります。その時の位置づけられたテーマでございます。例えば森林公園についてはスポーツ、レクレ

ションの一大拠点ということで、対象は運動施設とかそういうところになります。あと吉野ヶ里公園につきましては国営公園と調和した環境保全、広域観光レクリエーションネットワークということと、あと佐賀城公園につきましては歴史と文化と調和された総合公園という風な各対象施設に合致しておれば40点、それ以外例えば駐車場だとかトイレとか一般的な施設であれば20点、公園施設でない場合は0点と、あと必要性ですけれども公園に施設がない、また不足して支障をきたしているという場合は30点、施設はあるが不足して支障をきたすおそれがあるという場合は半分の15点です。今十分満足しているという場合は0点と。

利用度につきましては、平日・休日ともに利用がある又は見込まれる、が30点、休日のみの利用または見込みがある場合は15点。利用が少ないという場合は0点というふうにしております。で、合計が100点ということです。次お願いします。

3つ目の評価視点の実施環境でございます。利用者からの要望という事項で、国、又は県の政策に伴う設置が必要であり、かつ利用者からの要望がある場合は60点、国、又は県の政策があり、又は利用者から、どちらか片方の要望がある場合は40点ということです。両方ともないという場合は0点。次、用地の状況でございますけれども、十分な用地が確保できる場合は40点、他の施設の配置を見直すなどとして用地が確保できる場合は20点、既存の区域内での用地が確保できない場合は0点ということにしております。次お願いします。

アニュアルの評価基準と判断基準ですけど、さきほど企画・経営グループから説明がありました、これは共通項目ですので説明は省略させていただきます。

まとめとしましては、今回の新規評価マニュアルの対象は、既存の公園区域内における個別施設の増設・増強を評価の対象としております。既存施設の修繕は、長寿命化に基づいて実施をするとしております。新たな公園の整備等については既存の新規マニュアルということで、下の絵のように事業規模としましては、維持の部分の方が規模が小さく、新規大規模のほうは規模が大きいと。今回の審議をお願いしているのはその中間という風な位置づけとなっております。以上で概略の説明でございます。

(伊藤委員長) ご説明ありがとうございました。ただいま県が管理する3つの都市公園に対する新規評価マニュアルの目的から評価基準まで詳しくご説明いただきましたが、これに対して皆さんのご意見やご質問でも結構でございます。ございましたらよろしく願いいたします。

(山本委員) 山本でございますが2点ほどあります。まずは、お話を伺っているところ、維持系、維持をしていく方でしょうかね、そちらの方に主に関わるのかなという風に思ったんですけど、そもそも論なんですけど、どうして今の時期にこういう議論が必要になってきているのかっていうことと、もうひとつは佐賀県なりのオリジナリティが僕はあったほうがいいと思うんですけど、おそらく国内の都道府県で、何かこういうことを話し合う動きが出てきている中で、佐賀県でもこういう話について議論をする必要が出てきた

のかなとも思うんですけども、まあ2つですね、ですからこの時期にというところと、それから、ある程度国内でこういうような話があって、国内全体でマニュアル化されつつあるような話なのか、それとも結構佐賀県のオリジナリティが強い話なのかですね、もしかしたら勘違いがある質問かも知れないですけど、そもそも論的なところをお伺いできればと思います。

(まちづくり推進課西技術監) 1つ目のご質問の件ですけど、なぜ今この時期に追加するのかというところですけども、個別の増設・増強が生じた場合は維持系の新規評価マニュアルを去年まで準用していたと、ただ移行した部分は完全に維持系だけでしたので、準用していた部分が去年取り残されて、本来なら去年一緒に移行すると同時に今回のやつを本当はしておかなければいけなかったというところがですね、ちょっと1年遅れたというのはこちらの準備不足というところではございます。

(山本委員) 結局いろんな都道府県で共通するものなのか、あるいは佐賀県の要素が強い評価基準なのか、まずはどこか参考にされたところがあるのかというところですね。

(伊藤委員長) おおまかにはですね全国都道府県、こういったものは国土交通省の大まかな指針、方向性が決められてまして、だいたい一律でやられてます。ご質問は、その中で何かオリジナリティを入れられて評価基準の点数配分だとか、そういったところがあればということだと思いますが。

(まちづくり推進課西技術監) 先ほど評価基準のところ、テーマに基づいたところの評価をやるというのが公園ごと、県というより公園ごとに評価をするというのが今回のオリジナリティ、と。

(山本委員) あと吉野ヶ里公園がちょっと議論になってるんだそうですね、太陽光発電かなんかの話の絡みとかで。吉野ヶ里歴史公園なんだけど、いろんな要素を取り入れていくということになると、市民の方々からのクレームが出てきたりとかですね、これは今タイムリーな話題ですけど、一応そこらへん意識して、意識してるって僕がいいとか悪いとか言っている訳じゃなくてですね。

(伊藤委員長) 吉野ヶ里をこれからある程度拡張する、この青いエリアからですね、県管理エリアからもうちょっと拡張するご予定というのはあるんですか？

(まちづくり推進課西技術監) 今ここに示している分はですね、開園区域であって全体117haのところでは指し棒で示しているここは、今拡張工事を行っております。

(伊藤委員長) それが太陽光の場所とオーバーラップする可能性があるということでしょうか？

(山本委員) いやいや、そういう話が出てきているってことで、僕は現場を見てる訳じゃないからどうとも言えないんですけど、もしかしたら拡大するとかそういうところの話も出てくるかもしれないと…。

(伊藤委員長) ただ拡張に関しては、今回の増強とは違うマニュアルになりますよね。今回審議したマニュアルとは別の、新規の整備系のマニュアルになると思いますね、今ま

でどおりの。

(山崎県土づくり本部副本部長) ひとつよろしいですか。公園の場合は都市公園とか都市計画事業である場合は、最初に計画の区域を定めまして、その中で必要な部分から随時整備をして、部分の開園をやっているという形ですね。先ほどの吉野ヶ里についても、整備が終わったところと開園している部分について表示をしていたものですから、将来計画というか最初の大きな計画自体の区域がですね、最初に定められているというような状況です。ですからそのところは先ほどの太陽光等とかは直接関係ないと思います。それと、公園の場合は特に、はじめはこれぐらいのという予定と言いますか、目的に合わせた遊具とかそういうのを設置していますけど、やはり利用者が増えたりとか、利用者の声でこういうものを求められるとか、それからやっぱり森林公園とか佐賀城公園は整備しまして相当期間が経っているということもあって、リニューアルということになるんですけど、そういう部分での増設とか機能の拡大というのを求められる時期にきているということで、そういうこともあって今回こういうような、昨年の維持系マニュアルの移行と申しますか廃止に伴って、そのへんのことが今後しっかり取り組まなきゃいけないという部分で今回新規のマニュアルを出しているというようなことをございます。

(山本委員) 難しいところですけど、やっぱり歴史公園と銘打ってるんだったら本物志向でいって欲しいと思うもので、その周りに遊戯施設があるっていうのは、例えば京都とか奈良とかそういったところだとちょっと信じられない話で…ある一方わかるんですけどね、せつかくこういうところがあるから人が集まるために遊戯施設も必要だっていうのもですね。分からなくもないんですけど。

(山崎県土づくり副本部長) そこはですね、国のほうで歴史的なものを守る国営公園のゾーンとそれとそういう隔離してレクリエーションとか何とかをやるというような形で県営の区域ゾーンという形で分けて一体として、やっぱりその大きな拠点と申しますか、せつかく来ていただくという形の中で、いろんな公園の利用活用をしていく形で今整備を進めているということです。

(山本委員) これで最後にしておきますけど、一般の方々から見ると吉野ヶ里歴史公園があつて県と国とがすみ分けているっていうところがですね、いいんです、もちろんこれは県の議論ですから。すみません、ちょっと市民目線で。

(伊藤委員長) あの、市民目線で追加で発言させていただきますと実はですね、青色の県管理エリア、いわゆる遊具とか広場がたくさんあつて、子どもたちが非常に楽しんで遊べる場所。私子供が4人おまして、あそこの青いエリアのヘビーユーザーなんですけど、むしろ赤いエリアはめったに行かない、お金かかりますしね。そういったところを追加させていただきます。

そうしましたらいかがでしょうか、他に環境だとか森だとか鳥のご専門の方がいらっしゃいますので、そちらのほうの視点からよろしく願いいたします。

(中村委員) 質問なんですけど、公園の木々の扱いと言うのはどういう風になるんでし

ようか、この新規評価マニュアルの中で例えば木を切りたいとか、木が足りないようだから植えたいとか、そういうのも増設・増強とかいうのになるのか、木々の扱いというのはどういう風になってくるんでしょうか？

(まちづくり推進課西技術監) 整備効果の中で緑の創出とかいうところで、環境、動植物の生態系の向上に寄与するということでは評価はあります。

(山崎県土づくり本部副本部長) 多分おそらくですね、言われているのは植樹を増やしたり植え替えとかもいろいろあると思うんですけど、植え替えとか何とかは維持という形になろうかと思えます。で、今回の場合は目的はいろいろありますけど、当然そこには修景施設があったり、緑の創出とか環境の面であったり、公園の中でずっと造林をやっておりますので、その中の目的に即した形でそこを広げるとかですね、緑を増やして植栽を充実するとかという形での評価をやっていく話になると思えます。

(中村委員) ありがとうございます。今回森林公園をだいぶ新しい施設を入れられたりとかして、野鳥の会のほうでは20年以上前から月に1度、観察会を森林公園で行ってまして、今回急にですね、木がバサバサと切られてしまって、子供さんたちが喜ぶ大型の施設がたくさんできたということで、野鳥の会としては、そのために鳥が全くいなくなってしまって、毎月行っていた定例観察会を今年の4月から取りやめにしています。やっぱり鳥が全く見られなくなったので、観察会ができないねということになって少し支部のほうで問題になりましたので、もしこういう新規の評価マニュアルの項目とかに、そうですね、木がたくさんあってそこが暗くて怖いという意見もあったそうで、いろんな方がいらっしやると思うんですが、そういう佐賀の豊かな自然とかを皆さんに広げていくっていうのも、支部の活動の一環でしていたことなので、こういうマニュアルでもうちょっと話し合いとかがいろんな方とできたら良かったなというのが支部のほうの意見なので、これから考えていきたいなとは思っています。以上です。

(伊藤委員長) 事務局の方、貴重なご意見ですので、今後ご参考にさせていただきます。ちなみに、嘉瀬川ダムができましたね。その時にダム湖あたり一体の森林が水没してしまったんですね。それで、そこにあった樹木を実はさっきの吉野ヶ里歴史公園の北側のほう、国土交通省が管理する部分なんですけど、古代の森という形で大量に持ってきてあそこに植え替えています。子どもたちが森林のいろんな体験ができるようにという企画も含めて、自然の保護という観点からも、そういう取り組みを国のほうもやられていますので、今のご意見を参考にされて県のほうも積極的に自然の保護をできるだけ維持するような形をお願いしたいと思います。では、まだご意見出されていない方、ご質問もありましたらよろしくお願いたします。

(猪八重委員) 佐賀大学の猪八重でございます。スライドの17の判断基準のところを見せていただきたいんですけど、17で下の判断基準で優先的に事業を実施するというところで、AABという組み合わせになった場合のことなんですけど、例えば位置づけと必要性、効果がAで実施環境がBという場合、優先的に事業を実施するということになると思

うんですけど、その時Bの基準が60点以上80点未満となっておりますけれども、この1個前の16のスライドを見せてもらいますと、60点になる場合を考えますと、上の所で60点取って下の所で0点とった場合も60点になると思うんですけど、この場合公園区域内に十分に敷地を確保できないのに優先的に整備するっていうのは矛盾を感じてしまうんですけど、これは多分拡大しないと確保できないので、この評価の基準に合致しないんじゃないかと思ってしまうんですけど、そのあたりを教えていただけると。

(伊藤委員長) 今回は3つの公園という限定的ですよ対象が。この後大きな都市公園が県管理で増えていくというのはまた新規の整備系になると思います。既存の3つの公園で、今先生からご指摘があった特殊なケースが、あるかないかと考えた場合いかがでしょうか。だいたいもう敷地は限られていますね、これから拡張できるとすれば吉野ヶ里ぐらいいでしょうかね、佐賀城はほとんど無理でしょうし、お堀が少し増えるぐらいで。

(山崎県土づくり本部副本部長) おっしゃる通りですね、今確かにちょっと矛盾しているなというところがあると思います。例えば配点を50・50という形で位置づけを同じような形にしてですね、どちらかが満点を取っても実施環境としてどうなのかということ、そこは再整理を、配点を変えたいということで対応したいと思います。できれば上を50点と下も50点ということで、ですから50・30、下も50・30みたいなそういう形でそこは配点を変えるという形で整理させていただきます。貴重な意見ありがとうございます。

(伊藤委員長) 他、ご意見いかがでしょうか？ 牟田先生どうでしょうか。特にございませんか？ はい、お願いいたします。

(油布委員) NPO法人みんなの森プロジェクトの油布と申します。初めてでわからないことも多いので、ちょっと質問なんですけど、今新規の評価マニュアル作成ということなんですけど、このマニュアルが今まで公園の地域内の増設とか強化をされる時というのはどういう基準でされていたのかなという疑問がありまして、市民の方からの声とか今まではどういう風にされていたんでしょうか。

(まちづくり推進課西技術監) 今までは、一番左側の維持系の長寿命化計画と書いてありますけど、移行する前は維持系の今示している新規評価マニュアル、維持系というのが26年度までであったんですけどこれを準用して増設・増強は評価をしておりました。で昨年維持系については長寿命化計画に移行したもので、マニュアル自体がなくなっちゃいましたということなんですけど。今示している、画面に映っているのが廃止した分のマニュアル、維持系の評価基準になります。で、実施目的の優先度、事故防止および事故の未然防止を目的というのが100点、破損および故障に伴う機能回復を目的が90点、老朽化に伴う機能の回復が80点、バリアフリーなど利用者サービス等を目的とする場合は70点、都市防災とか緑の保全と創出に関わるものが60点と。

(山崎県土づくり本部副本部長) 増設とかそういうものは利用促進とかそういう目的で行うわけですが、一般の維持に加えて広げる場合はこのマニュアルで事業を評価していく

ということですね。今のは本当に維持だけの長寿命化計画としたものですから、その部分がしっかり評価するものがないということで、今回のマニュアルを策定しているということです。

(油布委員) わかりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長) はい、よろしく願いいたします。

(鳥井委員) 26年度に一度賛同していて今さらなのですが、18ページの資料の中で維持系の小と大とありますが、長寿命化計画に基づく整備の具体的内容がどのレベルが小でどのレベルが大になるのかが分かりません。8ページの新規評価マニュアルの位置づけのところにイメージ図を描いてくださっていますが、例えば遊具とかこういったものの増設・増強は都市公園事業のほうに入って、トイレの便器の交換とか、ちょっとしたものは長寿命化計画になるのでしょうか？

(山崎県土づくり本部副本部長) 基本は機能を維持するという形で、ですからトイレも広げたりそういうものじゃなくて今の施設規模を維持する、変えずに中を変えるようなものになります。

(鳥井委員) トイレはこれまで和式が多かったじゃないですか。でも今はほとんどが洋式になっていますよね。そういったケースは長寿命化計画の方に入るんですか？

(まちづくり推進課緒方副主査) 今ご質問がありました、トイレのバリアフリー化であったりユニバーサルデザイン化に関しましては、現在の基準であったりとかそういったものに照らし合わせますが、長寿命化計画のほうで対応していく形になります。それ以外に例えば公園内にトイレをもう1基増設するであったりとか、トイレの個数ですか、便器であったりとかそういった個数が足りないってことで、トイレの大きさをちょっと大きくするだとか、そういった拡大といったものに関しては今回のマニュアルの対象といった形、機能を増強すると形になりますと、今回のマニュアルの対象となる形になります。

(鳥井委員) では家で例えると、家をリフォームするときは長寿命化計画で、おじいちゃんおばあちゃんに家を一つ建てるというのは、都市公園事業の新規評価になるという、そういうイメージでいいですか？

(事務局) そうです。

(鳥井委員) じゃあ、ひとつ遊具を外に作るのは新規になって、家の中に、今まであった遊具を作り直す場合は長寿命化計画になる、そういうイメージなんですね。わかりました。小と大の違いはそこってということですね。ありがとうございます。

(伊藤委員長) 佐藤委員何かございますでしょうか。

(佐藤委員) 大丈夫です。鳥居さんと同じところに疑問があっただけなので。

(伊藤委員長) 委員の皆様全てからご意見、ご質問が出そろうたようです。公園に関わる新しい整備に関わるマニュアルの新設という事で、昨今オリンピックに向けた新国立競技場で色んな世論が巻き起こっているところで、皆さんこの話題に関しては関心も高かったようです。猪八重委員の点数を少し修正していくという事は今後の事務局の仕事としま

して、公園に関する新規マニュアル承認という事でお認め頂けますでしょうか。はい。では、お認め頂きましたので、事務局の方で数字をもう一回見直して整備をして頂ければと思います。数字の方が具体的に変更されたという事はメールか何かで委員の皆様にご連絡いただけるようです。

(2) 公共事業新規評価実施結果の報告

(伊藤委員長) それでは2つ目の議題、新規箇所評価のご報告を事務局の方からお願いします。

(企画・経営グループ藤副課長) みなさんこんにちは。公共事業評価を担当しております、企画経営グループの藤と申します。宜しくお願ひ致します。それでは2番目の公共事業新規評価実施結果の報告について説明いたします。資料はお手持ちの資料の、資料番号2-1、2-2、2-3、の資料に基づいて説明させていただきます。初めに資料3の方で新規箇所評価のイメージ図を準備しておりますので評価の流れについてご説明させていただきます。まず新規箇所評価の実施にあたりましては各事業の特性を示す評価指標、審議評価マニュアルを設けまして、事業の目的、効果等を客観的に評価数値化しまして事業の可否を判断しております。左側のフローですが、地元からの要望、県が事業を行おうと考えている事業検討箇所について、第一段階として現地機関段階の評価を行います。これは土木事務所、農林事務所の方で評価マニュアルに基づきまして箇所ごとに評価調書の作成をします。評価調書を作成しまして、先程ABCの評価基準、それからランクⅠ、Ⅱ、Ⅲの判断基準によりまして事業の実施を判断します。そこで判断されて、優先的に事業実施若しくはランクⅡの事業実施と判断が行われました箇所について、第二段階として事業担当課これは県庁の事業担当課になりますけれど、道路課ですとか、河川砂防課こちらの方で評価内容の確認、重要箇所の優先度の付与を行います。そこで評価されたものについて第三段階として、県土づくり本部段階の評価、これは新規箇所評価会議を開催しまして評価内容の確認、重要箇所の優先度の判断を致します。その評価会議において評価決定となりましたものに対して新規評価会議の結果の報告という事で、今年の前委員さんの時ですが、今年2月に行った評価会議で報告をしております。それから、評価決定したものに対して予算編成という事で優先度や予算枠を考慮した県での予算編成を行います。そして、議会に諮りまして、予算が決定という事で決定されたものが、今回の委員会での予算化決定という事で報告をさせていただくこととなります。最終的に評価決定し予算化したものにつきましては、新規箇所評価結果公表という事で、県のホームページ等で公表をしております。尚、年度内に新規箇所評価結果につきまして委員会の方からマニュアルの見直し等のご指摘を受けた場合には社会情勢の変化等に伴いまして修正する場合も含めまして速やかにマニュアルの改正等を行う事としております。以上が新規箇所評価の流れでございます。

続きまして、今回の報告内容についてご説明させていただきます。資料2-1をご覧ください

ださい。1枚目が整備系の新規箇所の一覧表になります。前回の2月の報告内容と一部重複しますが、全体の評価内容についてご報告いたします。まず表の下から2行目の合計欄をご覧ください。この中の検討箇所数につきましては、それぞれの事業課で実施しております事業全体で123か所の検討箇所がございます。そのうち現地機関評価箇所数が47か所実施しております。次の第二段階の県庁の事業課評価箇所数が同じく47か所。そして本部の新規評価箇所評価会議で審議しましたのが47か所。ここまでは前回の報告内容でございます。この事業実施と評価しました47か所のうち平成27年度に予算化したのがその隣の37か所でございます。残りの10か所については今回予算化見送りしております。その理由については資料2-2をご覧ください。こちらに整備系で予算化見送りをしました10か所の一覧を示しています。1番の河川砂防課の砂防事業、通常砂防事業ですけれども、これにつきましては、土砂災害警戒区域の指定を行わないと国の事業採択はできないという事で、これまでは指定が必ずしも採択要件ではございませんでしたが、国の方で採択要件の見直しが行われまして、今後は土砂災害警戒区域の指定を行った後に事業採択ということで方針が一部変わりましたので、今回はその要件に間に合わなかったという事での見送りでございます。2番から10番までの森林整備課の山地治山事業9か所につきましては、事業判断は実施ですけれども、県の予算枠の関係で今回見送りをおこなっております。これらの見送り箇所につきましては、また28年度以降に実施予算化の検討を行う事になります。以上が整備系の内容です。

資料2-1にお戻りください。2枚目をご覧ください。こちらは維持系の一覧表になります。こちらでも下の2行目の合計欄で見ますと、現地機関の評価箇所数が、これは維持系ですので検討箇所ではなく必要な箇所がそのまま現地機関の評価箇所数になります。これが68か所。それから県庁の事業課で評価したものが同じく68か所。本部の評価会議で判断したものが68か所でございます。このうち予算化したものは平成26年度の2月補正で、ゼロ県債と言いまして、26年度に予算支出は伴いませんが、契約等の実施を先行的に行いまして、27年度にまたがりまして事業期間を設定して早期に事業着手を行うという予算制度がございますので、それで予算化したものが6か所。平成27年度に予算化したものが57か所。合計63か所については予算化しておりますけれども、残りの5か所については、今回見送りをしております。こちらの5か所につきましては資料2-2の2枚目をご覧ください。こちらに道路課、港湾課の維持管理事業につきまして5か所見送りをしております。いずれも県の予算枠の関係で今回見送りをしたものでございます。以上が新規箇所評価の報告になります。

(伊藤委員長) ご説明ありがとうございました。この報告事項に関しまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

私の方からよろしいでしょうか。資料2-2で整備系の予算化見送りしたものが10項目ありますが、1番砂防、2番から治山と書いてありますが、主に治山の事業内容を見ますと砂防に近いような、大雨で山が崩れたり、川があふれたりといったところを整備する

ような工事内容だと思うのですが、これは将来的には近々される予定なんですか。これだけ砂防関係、土石流関係、県民の命を守るような項目が10項目切られていますとちょっと不安になられる方もいらっしゃると思いますので、これは今後どういった整備の進め方をされるのか。それともう一つ、佐賀県で砂防指定が3000か所くらいあって、そのうち2～30パーセントの進捗だったですかね、ご担当の方いらっしゃると思うのですがそこら辺の数字もわかりましたら教えてください。砂防の進捗状況と今後の方向性、インフラの一番大事なところでございます。昨年度広島の土石流災害で70数名の方が亡くなりましたので、こういったところの説明をもう少し付け加えて頂けますとたすかります。

(企画・経営グループ藤副課長) 山地治山事業につきましては、今、伊藤先生の方からお話ありましたように、事業内容としては砂防事業と似通った事業でございますが、山地の荒廃、山地崩壊等を防止する事業でございますが、比較的砂防に比べると規模が小さいものが数多くあるという事で、今回事業化として評価しましたけれども、非常に要望箇所が多くて特にこれについては国の交付金事業等を活用しまして事業実施をしている関係上どうしても予算枠の関係で見送らざるを得なかったという事でございます。事業の必要性はありますので引き続き国の補正予算、28年度の予算確保を行いまして逐次緊急性の高いものから予算化して実施をしていくという方針でございます。

(山崎県土づくり本部副本部長) 砂防と今後の話なんですけれど、砂防事業と急傾斜事業いわゆる土砂災害防止対策事業の3つの事業を進めております。県内に約1万か所程度の危険箇所がございます、そのうち人家が5戸以上のところがまず最初の要整備箇所という位置づけになっておりまして、それが約3600か所という事になります。その整備としましては、まだまだ1000か所弱、30パーセント弱くらいの整備という事で、ハード事業をやっていくという事に関しましては時間と、急傾斜事業については負担という事もありますので、地元との調整、予算もあります、着実にそこは進めていかなければならない。その一方でまず避難をして頂くことが大事だという事で、今回見送ってまうけれども、土砂災害の警戒区域の指定ということで、まず、皆さんが住んでいらっしゃるのこういう危険なところなんです、とお知らせするという事も含めましてソフト対策として土砂災害の警戒区域の指定に取り組んでおります。これが現在4800か所程度、約50パーセント程度の区域指定を行っているという事で、ここについてはできるだけ早く区域指定を進めていきたいという事で、まず避難をきちんとして頂く事を大前提にしながら、砂防事業については着実に整備を行っていくという事で、ハードとソフト両方合わせて対策に取り組んでいきたいと考えています。

(伊藤委員長) はい、よく分かりました。

(鳥井委員) 今のお話と少し被るんですが、維持系の方でやはりトリプルAが予算の関係で全部見送りとなっておりますよね、緊急とかは優先されるという事ですが、落石のおそれなどがあるからトリプルAなのに、そこをこれだけ雨が多いといつ危険な事に巻き込まれるか怖いし、例えば立て看板をするとかですね、ニュースで見たのですが、どこかの国

で急に道路が陥没したりしていましたが、そういう危険性のある個所などは、何か目に見える対策などはしているのでしょうか。また、トリプルAだけど今のところ全然緊急性がないとか、住民に被害があるとか、そういうことはないかと捉えて良いのでしょうか。

(企画・経営グループ藤副課長) 評価についてはトリプル A で緊急性もある箇所がございますが、安全対策がハードで行えないので、通行注意、落石注意等の看板設置は道路管理者の責任として実施をしております。どうしても維持系も県内各所こういった箇所が多数ございますので、その中でもより危険箇所を予算の範囲内で実施をしている。本来であればそういう箇所は予算確保して実施をするのが第一義的ですが、今回どうしても予算内に収まらなかった箇所について見送りをしているということで、これについては例えば先程申しましたゼロ県債等の予算確保で工事を優先施工するという手法もございます。ゼロ県債についてはまた県の議会承認等を取る必要がございますので、そういった予算措置等ができれば逐次対応していくという風に考えております。

(鳥井委員) 予算が無いのも重々承知で、私が申し上げたいのはソフト的に先ほど避難とかそういうのを仰っていただいたんですが、例えば初めて通る道ですとここは落石の恐れがあるとか分からないので、そういう時に、県、もしくは国土交通省や管理事務所などで一時的に封鎖とかいうそういう対策はされているのでしょうか。

(山崎県土づくり本部副本部長) ここに挙げておりますのは未然防止という形で、まだ現象としては現れていないが危険性が高いということで予防としてやっていきたいと思います。ですから現象が現れればその状況に応じて通行止めをしたりとかはやっていきます。もしそういう形で崩れたりするとなればですね、現象が現れたときは災害復旧とかまた別の予算で、復旧としてきちんと対応していくという形になります。

(鳥井委員) ありがとうございます。

(伊藤委員長) 他にご意見ございますでしょうか。なければ、こちらの報告事項は新規マニュアルに沿って副本部長からもご説明ありましたようにソフト・ハード面合わせて今ご検討中ということでございますので、適切に評価が行われているということでご了解いただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

(3) 簡易事後評価結果の報告

(伊藤委員長) それでは3つ目の議題に移らせていただきます。26年度の簡易事後評価の評価結果についてご説明いただけますでしょうか。

(企画・経営グループ藤副課長) それでは3番目の議題の簡易事後評価結果についてご報告させていただきます。資料につきましては資料3-1、3-2、3-3この3つの資料で説明させていただきます。

まず初めにこの公共事業評価の流れを資料3-3でご説明させていただきます。公共事

業の事後評価の目的でございますけれども、公共事業の効率性、その実現過程の透明性を確保するというところで行っていきます。それから事業完了後の効果等を確認し、必要に応じて適切な措置を検討する、それと事後評価結果を今後実施する事業の計画、または実施中の事業等に反映させるということを目的として行っていきます。事後評価の流れでございますけれども、まず事業完了後一定期間、これは概ね5年を目安としております。の経過をした地区を行っております。県のほうで簡易事後評価、これは5項目を「A、B、C、D」の4段階で評価するものでございますけれども、これを実施します。この4段階評価については2枚目をご覧ください。こちらに事業効果の発現状況、それから環境への影響、それから施設の維持管理状況、それと地域住民等との関わり、改善措置の必要性、この5つにつきまして右側に記載しておりますA、B、C、Dの4段階評価を行います。1枚目にお戻りください。こちらの4段階の評価を行いまして、簡易事後評価の結果が「A」もしくは「B」の評価につきましては公共事業評価監視委員会に報告することとなっております。この場合はこの後予定をしております公共事業の効果等の紹介をさせていただきたいと思っております。簡易事後評価の結果で「C」または「D」評価につきましては評価監視委員会へ諮問を行うこととなります。ただしC評価につきましては、事業内容等の見直しを行う必要がある場合のみ諮問ということを委員会のほうにお計りしております。見直しを行う事業につきましては、下にありますマニュアル、それから計画実施中の事業等へ反映・改善させるということで、C評価は見直しを検討し必要なものについては見直し、D評価は必ず見直しということで評価委員会のご意見等を反映させて見直しを行うということになります。それでは今回、簡易事後評価につきましては資料3-1の一覧表で説明させていただきます。今回簡易事後評価を行った箇所の一覧になります。全部で36地区ございます。今回対象となりますのは基本的に平成20年度完了地区が対象となります。それが概ね5年経過となりますけれども、この中で一部平成19年度完了というものがございます。これは平成20年度に工事の繰越を行いまして実質の工事の完了が平成20年度にまたがったものについては今回の簡易事後評価で行っております。それから2ページ目の番号の11番から16番の河川事業の水辺空間創出事業というものがございましてけれども、ここでは平成18年完了地区も今回実施をしているところでございます。水辺空間創出事業というものが平成18年、もしくは19年に完了している関係上、まとめて水辺空間創出事業の事後評価を行うということで今回18年度分を、本来は昨年しておくべきものになりますけれども、実施地区をまとめて今回事後評価を行っております。簡易事後評価の結果は資料3-2をご覧ください。こちらに36地区のそれぞれの箇所につきまして先ほどの5項目の評価項目につきまして簡易事後評価を行っております。それぞれ4段階の中で36箇所全てにつきましてAまたはB評価となっております。その関係上今回は諮問ではなくて委員会への報告ということになっております。報告事項につきましては以上でございます。

(伊藤委員長) はい、ありがとうございました。今、簡易事後評価の方法と結果一覧ということでご報告いただきました。いわゆるPDCAサイクルのチェックのところにあた

と思いますね。公共事業を進めまして実際の投資が的確に機能しているかというところもこの委員会で皆さんにご確認いただければと思ったところですが、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。…ないようですので、私の方からひとつよろしいですか。資料3-2として事後評価結果の一覧表がございますが、このBとかAになった根拠資料というのは、もちろん県の職員の方が積み上げて最終的にAB判定されていると思うのですが、この元になる資料というものは情報公開等で一般の県民の方は見れるような形にはなるわけですね。いわゆる透明性が確保されているかどうかということの質問なのですが。

(企画・経営グループ藤副課長) 県のホームページで公表しているのはこちらの結果一覧は公表しておりますけれども、根拠資料の部分につきましてはホームページでの公表はしておりません。ただお話いただきましたように情報公開等行われる場合はそれぞれ根拠資料がございますので、そちらをお示しすることになります。

(伊藤委員長) 資料は膨大ですからホームページに載せるというわけにもいかないでしょうけども、確実に皆さんの目の届くところにあるということですね。はい、わかりました。他にご質問の方どうでしょうか。無いようでしたら、ご報告でもありますし、この件について了承していただけますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。議題3まで進めてまいりまして、時間は予定の12時に近くなってきましたけれども、休憩を取りましょうか。トイレ休憩程度で短いですがけれども3分ほどいかがでしょうか。残りは議題4というのは事後評価の具体的なご説明ということですね、4件ほどピックアップしていただいて各ご担当の方がご説明いただけると。ここまでの報告事項と少し意味合いが変わってまいりますので。これからあまり時間もありませんので43分ごろに会議再開したいと思います。一旦休憩に入らせていただきます。

(休憩)

(4) 公共事業の効果等について

(伊藤委員長) はい。短い休憩でしたが、時間となりましたので、議題の4番の方に移りたいと思います。それでは事務局の方からご説明いただければと思います。

・水源流域地域保全事業 伊福地区(太良町大字伊福)【森林整備課】

(有田森林整備課長) それでは公共事業にかかる効果等についてご説明いたします。森林整備課です。お願いします。まず事業の背景ですが当地区の生活用水や農業用水は地下水や溪流からの流水に依存しているため、干ばつ等が発生しますと昔から水飢饉に見舞われ、生活や農業に支障をきたしてきたという背景がございます。それから当地域を流れま

す伊福川は、集水面積が小さくて地形が急で、降雨時の流水は一気に有明海に流出するため、水不足により農作物の被害に悩まされてきました。山の手入れや森林内を通った用水路の維持管理は、道路が途中までしか無かったため森林へのアクセスが困難であり、これまで多大な労力と時間を要してきました。当事業の目的ですが、荒廃した溪流の不安定な土石の移動防止や溪岸侵食の防止。それから水源のかん養など森林の持つ公益的機能の向上。それから森林整備作業や用水路の維持管理の労力の軽減と時間の短縮でございます。次に全体の概要ですが、事業名が水源流域地域保全事業、箇所名は太良町大字伊福でございます。それから工期ですが、平成18年から20年の3ヵ年で実施しております。総事業費1億9千万円、負担割合が国50%県50%となっております。事業の内容ですが、治山ダムを3基、内コンクリートダムが1基、透水型のカゴ枠ダムを2基、それから本数調整伐としまして作業は間伐と同じような内容ですが37ha、それから侵入竹林の伐採・除伐としまして23ha、伐採した後の植栽15ha、作業車道1503mでございます。施工位置ですが太良町と鹿島市のちょうど境のところになります。それから工事内容の位置を落としたものです。赤のラインが事業対象区域で243haでございます。下の方に伊福集落、黄色があります。これが保全対象となります。上流の方に透水型のカゴ枠ダムを2基、それからコンクリートダムを1基です。緑のところ为本数調整伐、間伐をしたところでございます。それから侵入竹の除伐をしたところが黄土色のところでございます。ため池から上流の方に茶色で作業車道を通してあります。事業効果の発現状況ですが、まず治山ダムの設置によりましてご覧の通り不安定な土石移動防止や溪岸侵食の防止が図られたということで、最近の状況が一番右側の写真になります。一番左が着工以前の状況です。次お願いします。森林整備を実施することによりまして、水源かん養など森林の持つ公益的機能の向上が図られたということで、評価としてはBということで、ご覧の通り整備前はほとんど林内に下層植生がない状況ですが、整備後の現況としましてはしっかり下層植生が入って表土が安定しているという状況でございます。続きまして作業車道の設置によりまして、車での進入が容易となり森林整備作業や用水路の維持管理の効率化につながったということで、以前は往復一時間以上かかっていたのが今は往復20分程度車を利用して入れるようになったということで、効果としてはBということでございます。それから生活環境面での影響ですが、治山ダムの設置によりまして溪流の溪岸侵食や濁水が防止され水質が改善されたということで、着工前の赤い泥水が流れていたのですが、最近雨が降ったときに現場を撮った写真が一番右側ですが、かなり濁っていた水質が改善されたという現状がございます。それで評価としては、改善されたということでA評価にしております。次お願いします。自然環境、社会文化環境への影響ですが、自然環境としましては生態系、社会文化環境としましては景観の評価についてですが、環境の影響は発生していないということでそれぞれB評価ということでございます。一番左側の写真が林層ですが、その中にある侵入竹林を伐採し、広葉樹を植えまして現在森林の再生が図られているという状況でございます。次お願いします。施設の維持管理状況ですが、工事で設置しました治山ダ

ムの管理については県が行っております。それから用水路、作業車道の施設管理については地元の地区でやっただいていてということで、草刈については年2回実施をしていただいております。維持管理主体による適切な維持管理が行われているということでB評価としております。次に地域住民等の意見でございますが、工事をすることによって溪流の不安定な土石移動や溪岸侵食が防止されて、用水路の取水口において以前は土石の混入があったのですが、そういうつまりも大幅に軽減したということ。それから用水路の取水口についても、水がしっかり用水路に乗るように取水口に入るように設置しています。満足しているということです。作業車道が設置されたことによって、車で森林への進入が容易となって森林整備作業や用水路の維持管理の利便性が大変向上したという言葉いただいております。ということで事業目的・効果が地域住民に理解されてしっかり利活用されているということでBということです。最後に改善措置の必要性ということでは、現在のところは必要ないという判断でBということで評価をしております。以上でございます。

(伊藤委員長) ありがとうございます。最初に言い忘れてましたが資料4の表書きにありますように、議題4というのは公共事業の効果等についてということで4件のご説明をいただくことになっております。ご質問ご意見に関しては4件終わった段階でまとめてお願いしたいと思います。今ご説明の中でありましたように、議題3にありましたAとかBがこういう形で評価されたり、こういうレベルがAになったりBになったりするんだなということもご確認いただくと共に、県土づくり本部の皆さんのPRの場所という位置付けも私はあると思うんですね。県民の方にA、B評価のお役に立っているんだよということもアピールしていただければと、私は思っております。では次に参りましょうか。

・水辺空間創出事業 寒水川(三養基郡みやき町)【河川砂防課】

(前田河川砂防課長) 河川砂防課です。よろしくお願ひします。河川砂防課から水辺空間創出事業の寒水川についてご説明させていただきます。この水辺空間創出事業は平成16年度から事業を実施しております。これからご説明するみやき町の寒水川を含め県内6箇所を実施しております。この事業は地域と一緒に河川整備を行い、自然豊かで真に地域から親しまれる水辺空間の創出を目的としています。地域住民が主体となってどのような水辺にしたいか、どのような施設が必要かなどを議論し基本構想図を作成しております。この基本構想図に基づき県が整備を行いまして、県と市町と地域住民が役割分担し一体となって管理を行う県民共同の事業でございます。次に水辺空間創出事業の進め方についてご説明いたします。この事業は事業年度を3ヵ年度としております。1年目で地域の方が主体となったワークショップを行いまして色々ご意見をいただき基本構想図を作成しております。ここで維持管理に関する協定を地域、市町そして県で締結しております。その後2年目3年目で工事を行いまして管理・利活用に進むということです。この事業のキーワードは地域住民が主体ということです。地域住民が自分たちが作った公園という愛着を抱いていただく、ということはこの事業の重要なポイントとしております。この事業で整備

しました寒水川についてご説明します。この事業に至った経緯ですが、この場所は事業の実施前はコンクリートの急な斜面の護岸があったため水辺に近づけるような場所ではございませんでした。場所としましては中原駅の北側、地元ではハゼの木とか10万本のひまわりということで観光地になっておりますが、その近くの間所になります。このような中で地域からは人と川が繋がる水辺が欲しい、子供が遊べるような河川プールが欲しいといったご要望がございました。このような要望を受けて平成16年度にこの事業に着手しております。平成16年度から18年度まで3カ年で事業費約5000万で事業を実施しております。平成16年度に計5回の地域の方主体のワークショップを行っております。ワークショップは地域の公民館で行いまして、大人の意見だけでなく子供さんからの意見も聞きます。またお年寄りの方から昔どんな遊びをしてきたかなど意見を色々聞いています。この中でワークショップの主な意見としましては、川の中で泳げるように少し深い場所が欲しいというご意見とか、小さい子供が遊べるように河川プールを作って欲しい、というようなことがございました。これらの意見を踏まえまして、河川の治水上問題ないかとか、完成後の維持管理をどうするかとか地域の方と一緒になって議論して基本構想図を作っております。スクリーンにございますが、川を整備して「淵の創出」少し深いところを作ること。そして石畳を作ること。そして飛び石で川の中に飛んで歩いていけること。そして河川プールを作って広場も作って水辺で色々遊べるようにしております。事業の進め方ですが、整備内容が先ほどの基本構想図のように具体的になりましたら、工事実施前の平成17年度に基本協定を地域、みやき町、そして旧鳥栖土木事務所で締結しております。役割分担としまして、スクリーンにございますように地域の方で整備地区の草刈りとか清掃を行っていただく、町のほうで整備地区のトイレや河川プール、東屋といった施設の維持管理をしていただくと、県のほうでは洪水を安全に流すために護岸の維持管理を行うということで役割分担をしております。開園は平成20年3月となっております。整備後の状況でございます。左の写真が着手前ということで、木が茂って雑木があって草がいっぱい茂っているようなところですが、整備後は右の写真のようにきれいな形になっております。整備前は水辺に近づくことはなかなかこういう状況でできなかった訳ですが、護岸を整備しまして容易に水辺に近づくことができるようになっております。違った場所から見た河川の状況でございます。左の写真は整備後で、下流から上流に向けて撮った写真でございます。水辺のアプローチを緩やかにすることで容易に水辺に近づけたり、ワークショップの中で出されました、水深のある淵で泳ぐ子供たちを見ることができます。川の中で子どもたちが遊んでございます。また右の写真でございます。計画区間の中ほどから上流に向けて撮った写真ですが、木陰で休んだり、水辺を眺めながら巨石に腰掛けて休憩ということもできるようになってございます。この写真が河川プールになります。このプールは寒水川から水を引き込んで、最後はプールから寒水川へ戻るといった形です。寒水川から常にきれいな水がプール内を巡っているという状況になります。河川プールは水深が浅いので写真にございますように膝下ぐらいですので、小さい子供も元気よく遊ぶことができ

るといふ形です。プールの開園は7月中旬から8月末、この夏休みで毎年多くの子供さんたち親御さんたちで賑わっております。また河川プールの南側に整備しております。広場ですが、写真の左にございますように8月には地域の夏祭りでも利用していただいております。また右の写真ですが正月には“ほんげんぎょう”といたしまして、1年の家内安全・五穀豊穡を願うような“ほんげんぎょう”が執り行われております。そして維持管理です。協定を地元と締結しておりますが、維持管理に関しては地元の方でこの写真のように熱心に清掃・草刈り等していただいております、毎年いつもきれいな水辺環境が維持されているという状況でございます。最後に県民の皆様の声ということですが、子どもたちが水辺で魚の観察を行っていたり、のどかな良い環境になったという声とか、水の流れを感じながら散歩できるので清々しい散歩コースになったというようなご意見をいただいております。以上で水辺空間創出事業の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

・ほ場整備事業 兵庫東部地区（佐賀市兵庫町）【農地整備課】

（日浦農地整備課長） それでは圃場整備事業兵庫東部地区について説明します。農地整備課です。概要は、所在地佐賀市兵庫町、工期は平成14年度から20年度の7年間、総事業費約11億円、事業内容は農地の区画整理70.1ヘクタールです。事業の場所ですが、JR長崎本線の伊賀屋駅周辺でございます。目的は、農地の大区画化、農道、用水路、排水路、暗渠排水の整備などを総合的に実施することで、大型機械の導入が可能となるとともに、麦、大豆などの収量増となるなど農業生産性の向上が図られます。また農地を担い手に集積し、規模拡大を図ることで農業経営の安定がはかられます。内容は、整備前後の写真で説明いたしますと、狭くて不整形な農地を広くて使いやすい形に整形し、併せて農道や水路の整備を行います。分散している農地を集約することにより、集約というのは面的に集めるということで、下の絵でいきますとBという3枚の離れた田んぼが整備後には2枚の田んぼ、ひつついた田んぼになるといったイメージでございます。効率的な農作業ができる。それから担い手への農地の集積が容易になる、集積というのは人に集めるということで作業条件が良くなると貸し借りが容易になるといったようなイメージです。整備前後の状況ですが、これが兵庫東部地区の写真でございます、この農地の区画形状の変化の他、県道、縦線の黄色のところですけど、県道の整備、横が市道でございます。それから青で入っている縦線が水路でございます。そういう幹線道路、幹線水路もあわせて整備されております。整備後の写真を添付しております、今年の7月に撮ってきた写真ですけど、田植え後の水田、それから大豆が発芽している状況、それから農道、それから用排水路の写真をつけております。効果の1番目です。この棒グラフについては県内の圃場整備率でございます。折れ線グラフについては稲作の労働時間でございます。昭和45年から平成25年までの43年間で圃場整備が進捗しました。それで大型機械化が進みました。これによって稲作労働時間が減少しております。圃場整備率は6.6%から81.1%、労働時間につ

いては 103 時間が 22 時間ということで変わっております。事業効果 2 として 10 a 当たりの収量の増加、暗渠排水の効果を説明しております。これは県内の他の地域の事例でございますが、暗渠排水を整備する、いわゆる田んぼの排水を強化すると収量が上がるといったイメージの図でございます。事業効果 3 は、兵庫東部地区での担い手の農地集積率ということで、事業着手時の平成 14 年度には 19.3% だったのが、事業完了時は 36.2、現在では 84% と集積しております。事業効果 4 は、兵庫東部地区内で土地の権利を変更する換地という手法でもって公共事業用地が生み出されております。左側が県道の写真、右側が水路の写真です。県民の意見ですけど、作業効率が向上した、大型機械の導入が可能になった、農業用水の確保が簡単になった、大雨時にも灌水時間が事業実施前より短くなった。マイナス面としては土水路の法面侵食が進んだとか、これは全国的なことなんだろうけど農業後継者の確保に苦慮している、こんな意見がっております。ここでちょっと佐賀県の農業基盤整備、農業の位置づけのなところをちょっとお話しすると、左上に書いております、高い水田整備率で全国 5 位ということで 81.6% が水田の整備が終わっています。右上なんですけど、耕地利用率、水田については 143%、これは全国 1 位です。畑を含みます耕地利用率というのが実はありまして、それは 131% でこれは 28 年連続で全国 1 位です。表作に米・大豆を作って、裏作に麦・玉ねぎを作るといった農業形態がこの数字を引き上げているという風に思っております。それから一番下の方なんですけど、水田における担い手の集積率約 7 割という数字については全国 2 位でございます。ちょっと圃場整備を総括したような効果でございます。以上です。

・重要港湾改修事業 伊万里港久原北地区（伊万里市）【港湾課】

（王丸港湾課長） では最後になりますけど、港湾課でございます。重要港湾改修事業の伊万里港の久原北地区でございます。佐賀県には重要港湾 2 箇所ございまして、伊万里港と唐津港がございます。その中のひとつ伊万里港でございます。事業の位置でございますが、この絵の一番右側に伊万里の市街地がございます。それでちょうど中ほどに橋がかかっておりますが、それが伊万里湾大橋、その沖になりますけど赤い印でつけた部分が今回の事業の位置でございます。航空写真で見ると、伊万里の市街地のほうから見ると赤い色でつけた左側に久原地区、右側には七ツ島地区があるんですけど、その間の航路、泊地というものを今回この事業で行ったという内容になります。事業内容でございます。先ほど言った重要港湾改修事業で行っております。これは補助事業でございます、補助率がだいたい 2 分の 1 の補助で行っております。箇所は伊万里港の久原北地区です。工期につきましては昭和 57 年から平成 20 年までということで、総事業費が 31 億円ほどかかっております。事業内容につきましては先ほど赤い字で示したところの航路、それと泊地の整備です。航路につきましては水深が 10m となるように浚渫を行っております。土量にしまして 171 万 3000 m³、泊地についてが 166 万 1000 m³ の浚渫を行っているという事業でございます。この事業の背景と目的でございます。伊万里港におきましては昭和 40 年頃から木

材加工産業が活発化しております。それと伊万里の工業団地が着工されるということで、この楠久地区の開発計画が具体化したところです。それで木材の輸入、それと伊万里団地を建設する企業が使用いたします原材料の輸入として国内から持ってくるというのが見込まれておりました、このために久原地区において木材輸入、原材料輸入が可能となるよう港湾の施設、岸壁、航路、泊地の整備を行うということが目的でございます。この中で岸壁につきましては、昭和 46 年から久原地区の岸壁の施工に入っております。今回、効果を表す分の説明、事業としては航路、泊地というものを行って一体的に地域の港湾施設を整備するというような内容になります。この事業の効果でございます。ひとつは今言った目的のために、この港湾施設を整備した訳ですけど、背後圏の伊万里団地が完売という形に今なっております。だいたい面積にしまして 94 ヘクタール、それと企業が 17 企業、この伊万里団地にははりついているという状況です。右側の上のグラフ書いているのですが、平成 16 年泊地を完成しております。それと平成 20 年に航路が完成というような事業の内容でございますが、それにあわせて、企業の立地した企業数も伸びてきているというような状況になってます。この整備に当たりましては航路を暫定利用する必要がございますので、航路については水深 7.5m で幅 150m、泊地についても水深 7.5m で幅 300m のものを 1 回暫定施工で完成させております。昭和 60 年に暫定施工させて、そのこともあって企業数も伸びてきたという状況になっております。2 つ目としまして航路を利用する企業活動の活性化という形でございます。図面に黄色に塗っているところでございますが、ここについては木材の取り扱い企業ははりついております。16 年に先ほど言った泊地完成するということもありまして、15 年に民間でドルフィン、ドルフィンというのは海に突き出した船着場でございます。そういうものを自分たちで整備して、そしてこういう企業が自分たちで入ってきたというようなところもございます。そしてその民間ドルフィンの貨物の取り扱い量でございますが、右の上に棒グラフで書いておりますが、これについても航路泊地、それと岸壁については別事業で完成させておりますので、それと相まってこういう風に伸びてきたという風な状況でございます。以上でございます。

(伊藤委員長) はい、どうもありがとうございました。ただいま 4 件の事業についていろいろ具体的な数字を交えて、もしくは県民の声の紹介などですね、公共事業の効果についてご説明いただきました。どの案件も非常に効果が上がっているご説明だったと思います。この 4 件、全体を通して結構でございます、個別の案件でも結構でございますので、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

(山本委員) 1 件だけですね、元中原のみやき町の話で参考までに教えていただきたいんですけど、ちょうど中原町からみやき町に移行する頃ぐらいにこういうお話が出てきたということですね、まったく個人的な話なんですけど、個人的というか佐賀大学での話だったんですけど、中原町からみやき町に移行する前の時にですね、やはりこういう寒水川

といいますよね、ここの整備とか必要じゃないかっていう話があって、多分こういう展開になっていったと思うんですけど、例えばこういう話はどういういきさつで県の事業に上がっていったのか、ここの事業が起こるときのきっかけというんでしょうか、ちょっと町づくりに関わっていたものですから、どういうプロセスで具現化していったのか、いいお話で聞きたいんですけど。

(前田河川砂防課長) この事業は平成 16 年度からやってるんですけど、平成 16 年度は県民協働元年ということで前の古川県政時代から始めまして、いろんな少子高齢化とかで自治体の財政が悪化するとかいうことがあって、行政だけではいろんなことができないということで県民協働で県民の皆さんと一緒に多様な主体による県づくりをしましょうという動きがありました。その中で県民協働ということで事業をしてるんですが、国の方で相知町のほうに“アザメの瀬”というのを作っているんですけど、平成 16 年の 4 月に皇太子殿下がお見えになりまして、氾濫原の機能を維持した湿地を再生するというので、それがなかなか好評でございまして、そういうことも含めてうちのほうでこういう水辺環境の整備事業を起こしたところとございまして、なぜこの地区かということでは先ほども言いましたが、はぜの木がたくさんあったり、ひまわりが 10 万本あったりということで環境について地元が熱心であるということから維持管理もしっかりしていただけるということで、こういう要望があつてうちが事業化したということになります。

(山本委員) やっぱり要望から上がっていったということなんですね。はい、わかりました。

(伊藤委員長) 他の委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、ただ今をもちまして 4 件の議案について今回の委員会でご審議いただきました。委員長、今回委員会初めてということもありまして、ちょっと不手際です。委員会の時間が 15 分位予定より延長しましたこととお詫びいたします。申し訳ございませんでした。では事務局のほうにお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

5 その他

(山崎県土づくり本部副本部長) 本当に伊藤委員長におかれましては議事の進行ありがとうございました。それから委員の皆様につきましては、本当に活発なご意見をいただきましてありがとうございました。ちょっと時間をいただきまして申し訳ございませんが、最後に事務局のほうから今後のスケジュール等について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

(企画・経営グループ北島係長) 事務局から次回の委員会開催に関してお知らせいたします。次回の委員会につきましては、現在実施中の事業を対象にして審議をいただきます。再評価、こちらのほうの委員会を予定しております。再評価の委員会に当たりましては、まず現地の調査ですね、対象地区の現地の調査を行いまして、その後日にこのような場のご審議をいただく会を設定させていただきたいと考えています。開催時期につきまして

は10月を考えております。詳細な期日につきましては今回と同じように個別に日程調整のほうさせていただきまして、期日のほう決定したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

6 閉会

(山崎県土づくり本部副本部長) 今後現地調査、それから再評価を行いまして、日程等につきましては改めてご説明させていただきたいと思えます。それではこれもちまして、平成27年度第1回公共事業評価監視委員会を終わらせていただきます。本当に長時間にわたりました本日はご参加いただきましてありがとうございました。